

○厚生労働省令第六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第一項及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前								
<p>第六条の十 (略)</p> <p>② 筆記試験は、次の科目について行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 子ども家庭福祉</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第五号様式 (第六条の三十一関係) 保育士登録申請書</p> <table border="1" data-bbox="582 235 941 1086"> <tr> <td data-bbox="853 235 901 1086">(略)</td> <td data-bbox="821 235 853 1086">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 235 821 436">その 他</td> <td data-bbox="630 436 821 1086"> <input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項 (国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>備考 (略) (別紙) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	(略)	(略)	その 他	<input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項 (国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者	<p>第六条の十 (略)</p> <p>② 筆記試験は、次の科目について行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童家庭福祉</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第五号様式 (第六条の三十一関係) 保育士登録申請書</p> <table border="1" data-bbox="582 1153 941 2004"> <tr> <td data-bbox="853 1153 901 2004">(略)</td> <td data-bbox="821 1153 853 2004">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1153 821 1355">その 他</td> <td data-bbox="630 1355 821 2004"> <input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>備考 (略) (別紙) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	(略)	(略)	その 他	<input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
(略)	(略)								
その 他	<input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項 (国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者								
(略)	(略)								
その 他	<input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者								

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(試験の科目) 第一条 (略)</p> <p>2 筆記試験は、次の科目について行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 子ども家庭福祉</p> <p>四 八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
改正前	<p>(試験の科目) 第一条 (略)</p> <p>2 筆記試験は、次の科目について行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童家庭福祉</p> <p>四 八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に、この省令による改正前の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第三号又は厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年にそれぞれこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第三号又はこの省令による改正後の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。